

町ぐるみで制定した 中小企業振興基本条例

与謝野町流の条例づくりと地域循環型のまちづくり施策

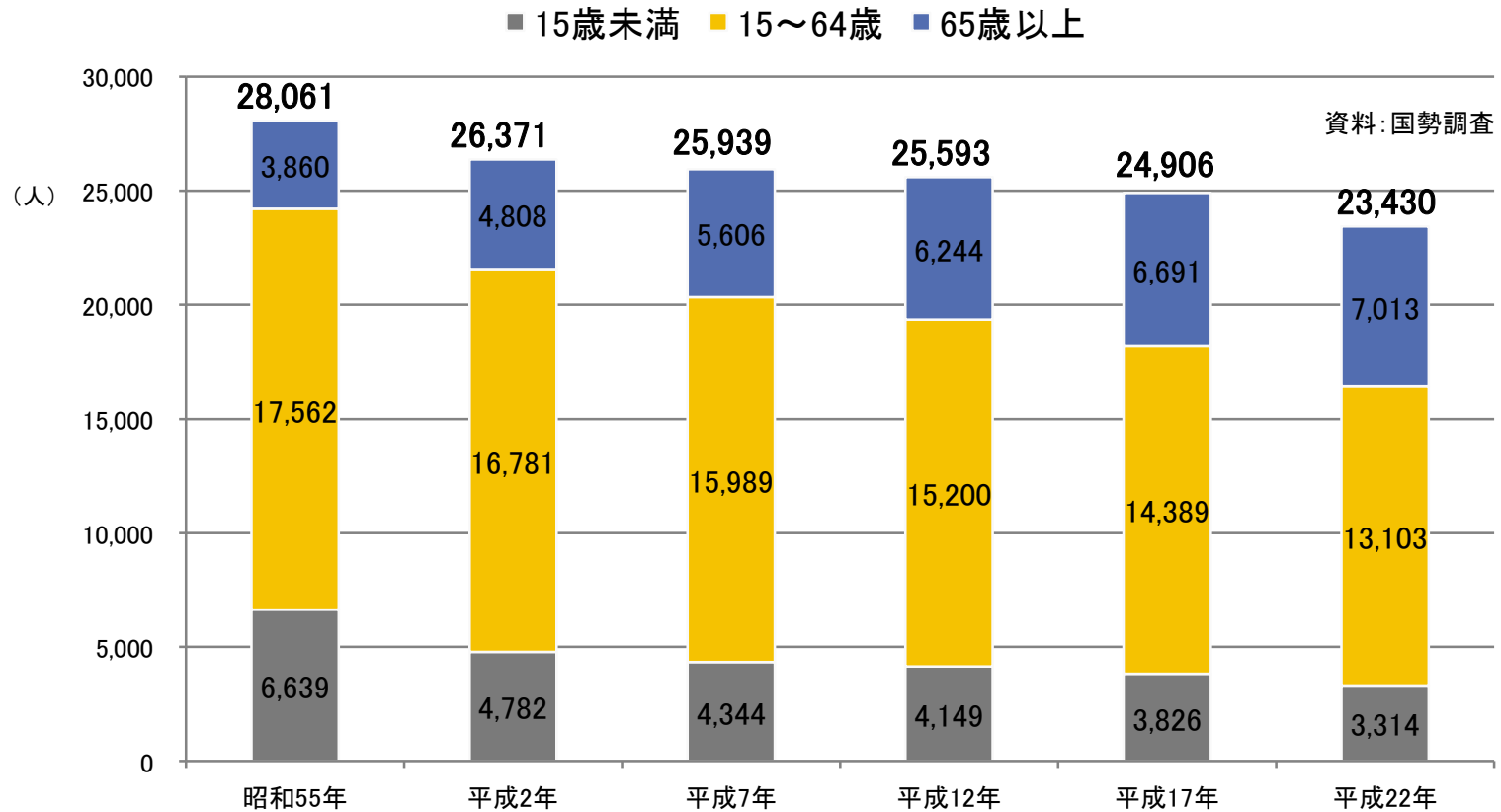
2021年11月30日

報告者 : 第一次産業振興会議委員 足立経彦

当時(平成22年)の与謝野町の

人口推移と産業構造

周辺に比べると減少率は低いものの、人口減少、生産労働人口減少



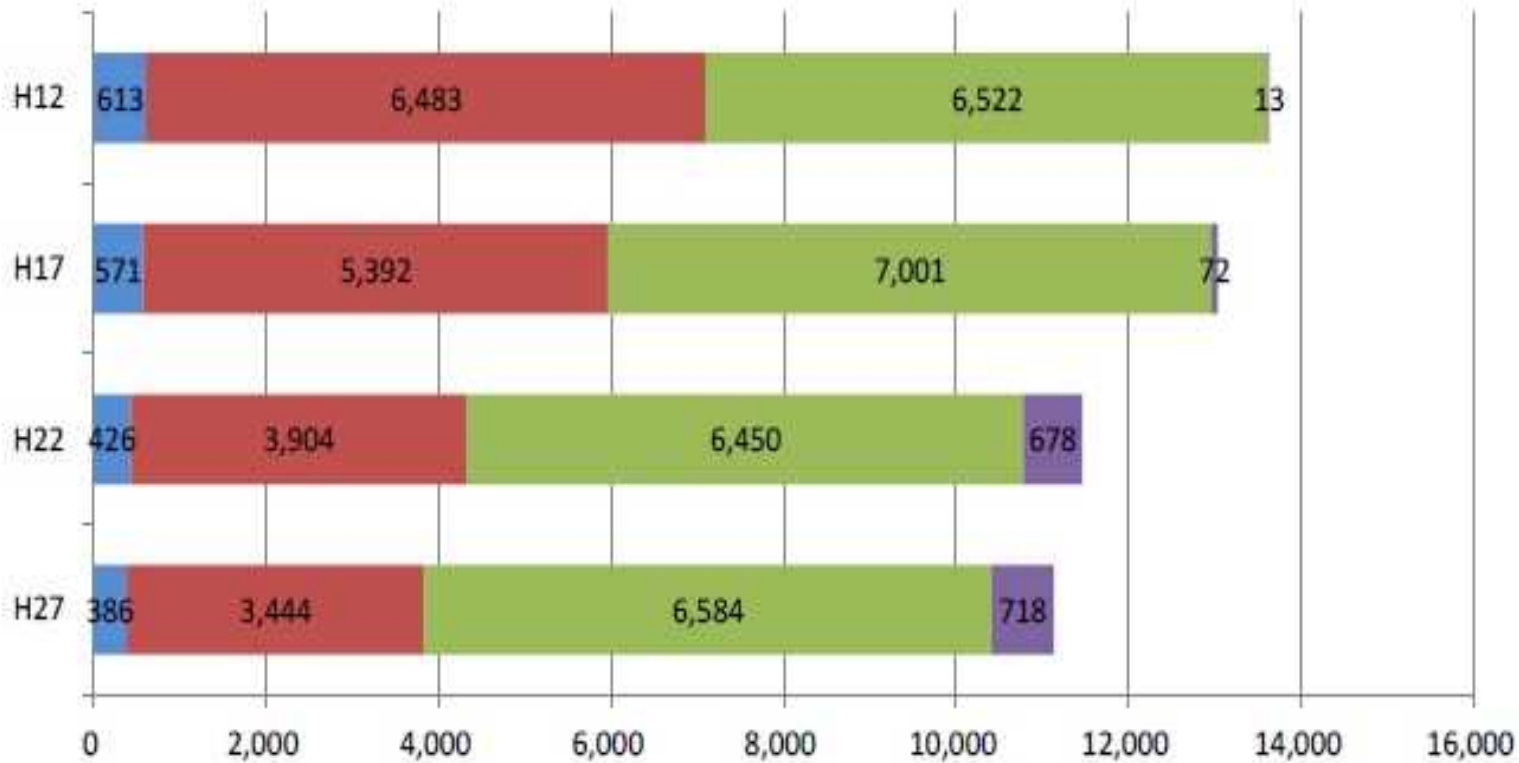
年	昭和20年	昭和50年	平成7年	平成27年	令和3年10月
人口	28,802人	28,618人	25,939人	21,834人	20,681人

平成22年から12年間 2,749人減 88.3%

産業別就業人口の推移

織物業者(丹後ちりめん)が激減
農家の高齢化、後継者不足

■ 第1次産業 ■ 第2次産業 ■ 第3次産業 ■ 分類不能

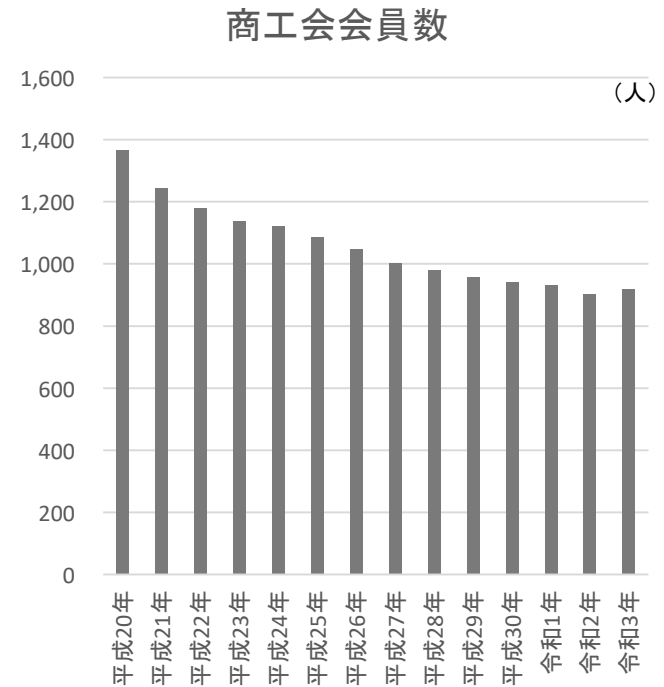
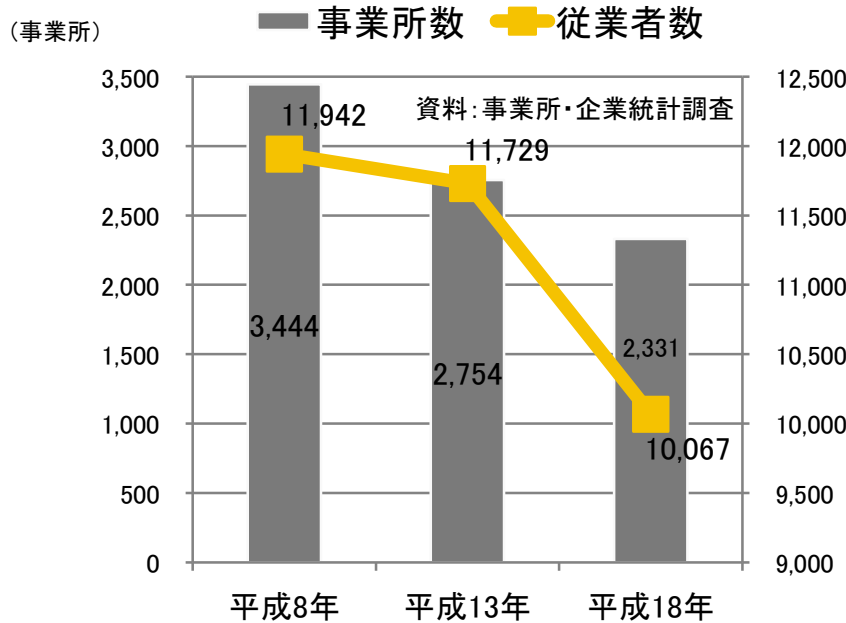


資料:国勢調査

平成22年以降は3次産業に携わる人口が少し増加しているが、全体の人数は約3%減少

事業所数

マーケット縮小で起業も少ない
織物業の廃業、後継者不足等



平成20年 1,365件でスタートした与謝野町商工会

令和3年 920件 **32.6%減少** 昨年比**102.1%**

中小企業振興基本条例制定機運

が高まったころの時代背景

条例検討の背景

中小企業(小規模事業者)に対する共通認識

- 国内企業の99%を占め、雇用の約70%を担っている
- 中小企業は、地域経済を支えるだけでなく、地域社会を支える重要な役割を担っている

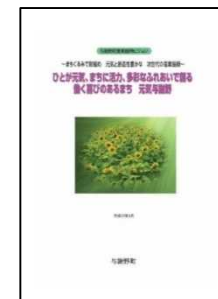


- 中小企業が活力を失うことは地域社会を衰退させることにもつながり、持続可能なまちづくりに停滞を招く

国の動き

- 「中小企業基本法」(平成11年改正)
地方自治体に中小企業・地域経済の振興を自治体の責務として位置づけた。
- 「中小企業憲章」が閣議決定(平成22年)
意欲ある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、中小企業政策の基本的考え方と方針が示された。

まちの動き



与謝野町総合計画策定(平成19年度)

- 「自助」「共助」「公助」に加えて、事業者が地域への貢献に努力するという「商助」の考えが盛り込まれ、重点プロジェクトに「循環型の地域経済の構築」が成文化された。

【自助】・・・自分でできることは自分で

【互助・共助】・・・町民でできることは力を合わせ

【公助】・・・行政にできることの資質を高めて

【商助】・・・地域に生きる商売人にできるまちづくり

主役は「住民みんな」 自分たちのまちは自分たちの手で

まちの動き

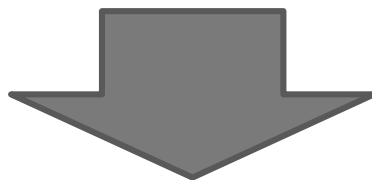
「与謝野町産業振興ビジョン」(平成21年度)

策定委員会からの提言

- 産業振興ビジョンに掲げた129の行動プログラムを具現化していく方策について検討する「産業振興会議」の立ち上げ。
- 産業振興の担い手である地元企業の活性化をまちぐるみで推進するための関連条例(産業振興条例、中小企業振興条例等)の制定

条例制定宣言

- 太田貴美町長は2期目の再選の際、「今後取り組みたい重点課題」の一つとして「中小企業振興基本条例の制定」を挙げた。



- 平成22年7月
「与謝野町産業振興会議」の設立
- 平成23年5月
条例制定の提言に向けたプロジェクトチームを設置

産業振興会議について

設置目的

- 与謝野町の地域経済を活性化するために策定された「与謝野町産業振興ビジョン」の129の行動プログラムを具現化する方策を検討する。
- 委員構成
- 委員 24名（うち女性3名）
商工会推薦 7名／団体推薦 2名／一般公募 15名
（多種多様な業種の方による委員構成）
- オブザーバー 1名
京都大学大学院教授 岡田 知弘 氏
（専門：地域経済学）



条例PTと産業振興会議の役割

- 第5回産業振興会議（平成23年5月）で、専門部会として**条例制定プロジェクトチーム**の設置を決定
- 委員内公募により9名（うち女性1名）を選出
- 6月9日に第1回会議を開催。
- 条例PT（月に1～2回のペースで開催）
議事を取りまとめ、**産業振興会議に報告・提案**
各団体とのヒアリングなどを合わせると8カ月で40回弱
- 産業振興会議（月に1回のペースで開催）
条例PTの案を審議

条例プロジェクトチームの取り組み

- 与謝野町らしい条例にするため、「前文」を重視することを確認し、「与謝野町の宝物」「地域社会での中小企業の存在意義」「中小企業の役割」「条例の基本理念」「目的」などを委員間で議論を重ね、「前文」づくりを行った。

【成果】 それぞれの立場から、考えや思いを発表し合うことで、与謝野町の産業や歴史、文化を見つめ直すことができたとともに、目指すべき方向性が共有・確認でき、「前文」づくりをはじめ、その後の条文作成への議論の土台ができた。

- 商工団体、農業団体、金融機関等の関係団体に、条例を町に提言する趣旨の説明を行うとともに、中間案に対する意見聴取を行った。(これを機に金融機関がオブザーバー参加)
- 町民対象のシンポジウム開催

シンポジウムで訴えたこと【なぜ中小企業振興か】

人口減少・少子高齢化

地域経済の疲弊

年々厳しさを増す町の財政状況

このまちを住み続けられるまちにするためには...



地域にお金が回る仕組み作りが必要！

「産業振興」が持続可能なまちづくりに不可欠！

地域産業振興の担い手は「中小企業」！！

中小企業の考え方(名称)で大激論！

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

小規模事業者が多く、中小企業という言葉に「違和感」
名称は3案を提言し、最終判断は町に委ねられた。

産業振興会議から町へ提言



大田貴美町長へ提言を提出する町産業振興会議のメンバーと謝野町役場

与謝野町産業振興会議

提言書、町長に提出

平成21年度に策定された「与謝野町産業振興ビジョン」を具現化する方策について検討する「与謝野町産業振興会議（寺島節郎会長）」が、「(仮称)中小企業振興基本条例」の制定に向けて提言書まとめ、大田貴美町長へ提出した。町は提言書に基づいて案を作成し、3月定例会議へ提案する予定。

「中小企業振興基本条例」制定へ

町は産業振興ビジョンに基づき、22年7月に町商工関係者や一般公募者らによる産業振興会議を設置。その中で条例制定に向け、ロジェクトチームを構成し、提言内容について検討する。

条例は、中小企業を育てる基本方針とするので、事業者や住民の役割を明確にし、

町長へ提言

- 平成23年5月から平成24年1月までの期間に、条例PT会議10回、産業振興会議9回、関係団体との意見交換8回、町長への中間報告を経て、平成24年1月27日、町長へ提言書を提出。
- 町長 「提言後、制定後を見据えておられるので心強い」「提言書をもとに、3月定例会で提案したい」

産業振興会議委員の声・思い

- 「事業者には地域を守る社会的使命がある」
- 「この条例は中小企業のためのものではなく、町民の暮らしを支える条例である」

⇒ “まちづくり”のための条例

与謝野町中小企業振興基本条例の提言書を大田町長（写真左）に手渡す寺島会長と与謝野町岩滝の町役場で



条例は地域の雇用や経済を支える中小企業を重視し、振興の目的を定めて、理容士や基本方針を定めて、産業振興会議の提言書をもとに、町産業振興会議（寺島節郎会長）は1月27日、与謝野町中小企業振興基本条例（仮称）の制定に向けた提言書まとめ、大田貴美町長に提出した。町は内容を確認し、3月定例会に議案を上げ、必要政策を行うことなどを提示した。（岩本）

中小企業振興基本条例制定を産業振興会議が町に提言

町は内容を確認し、3月定例会に議案を上げ、必要政策を行うことなどを提示した。（岩本）

平成24年3月定例会での審議経過

審議経過

- 2月27日 提案説明
- 2月28日 産業建設常任委員会
- 3月7日 全員協議会(中小企業振興基本条例案件のみ)
- 3月9日 一般質問(1人)
- 3月13日 条例審議
 - ・議員18人中12人からの質疑
 - ・賛成討論 2人
 - ・全員賛成で可決

平成24年4月1日
“府内初”の
理念型条例施行!!

条例の構成

基本理念
基本方針

前文

目的(第1条)

定義(第2条)

基本方針(第3条)

取り組み方

基本的施策(第4条)

人材の確保及び育成の支援(第10条)

それぞれの
役割

町の責務
(第5条)

中小企業者の役割
及び努力(第6条)

町民の理解
及び協力(第9条)

経済団体等の役割(第7条)

大企業者の役割(第8条)

推進体制

産業振興会議(第11条)

条例の基本理念・目的

基本理念(前文)

- 事業者、町民、経済団体等、行政が中小企業の役割と重要性について共通認識を持つ
⇒中小企業は地域経済・地域社会の担い手
- それぞれの役割について理解し、「まちぐるみ」で地域循環型経済の構築を図る
⇒目指す方向性は「地域循環型経済の構築」

目的


- 町民の暮らし並びに調和した産業及び経済の発展を促し、もって町民生活の向上を図る
⇒中小企業の振興により、私たち(町民)の生活に豊かさをもたらす

条文の特徴

1. 与謝野町の産業特性や「総合計画」「産業振興ビジョン」の方針をふまえた内容としていること(ボトムアップ)
2. 与謝野町の産業特性をふまえて、中小企業者に農林業者を含めたこと
3. 「ひとづくり」を重視する観点から人材の確保と育成について条項を盛り込んだこと
4. 事業者、町民、経済団体等、行政、それぞれの役割の中に「地域循環型経済」の担い手としての役割を求めたこと
5. 条例の推進体制として産業振興会議を審議機関と位置づけたこと

“与謝野町流”の取り組み方

- 与謝野町では、町民や経営者の参画による計画作りが行われてきた。(総合計画、産業振興ビジョン、観光振興ビジョン、行政改革大綱等)
- 中小企業振興基本条例の検討・制定にあたっては、産業振興会議を主体として検討を行った。



産業振興会議オブザーバー岡田知弘教授(京都大学)からの評価

「与謝野町では、住民や経営者の参画の下に、総合計画や産業振興ビジョンが策定されてきており、その延長線上に中小企業振興基本条例の制定を目指す方法は大いに注目される」

条例制定後の展開・取り組み①

- 中小企業の振興を行政運営において重要な柱として普遍的に位置づけ、各種計画や施策、工事・物品発注等に条例の理念を反映する。

⇒関係課で、物品発注に係る検討を開始

- 条例の推進体制である産業振興会議を中心に、地域経済について考えるネットワークを構築する。

⇒平成24年7月、第2期産業振興会議発足

＜構成＞ 委員25名 オブザーバー5名（岡田先生、京都府、金融機関）

＜会議＞ 月1回のペースで開催（8月現在 第13回）

⇒平成26年度当初予算編成を見据えた提言を行う

「産業振興ビジョン」各行動プログラムの検証後、論点の絞り込みを行い、現在は3グループに分かれて提言素案を作成中

条例制定後の取り組み②

- 中小企業振興基本条例を地域経済活性化の礎として、これまでに以上に、町民、事業者、経済団体等、行政が手を携え、「まちぐるみ」で中小企業振興、産業振興を図る体制づくり、機運づくりに取り組む。

⇒平成24年7月 シンポジウムの開催(基本理念の周知・機運づくり)

⇒平成25年3月 条例を契機とした商工会青年部による経営理念づくり

⇒平成25年5月・8月 産業振興会議の企画発案による
条例推進事業「まちグルメ in YOSANO」の開催

⇒平成25年6月 議員提案による
「地酒の普及促進に関する条例」施行



地域循環型のまちづくり施策①

住宅新築改修等補助金交付制度【概要】

<目的>

住環境の向上と町内商工業の活性化を図る

<対象>

住居の新築、改修、修繕、補修、増築工事を**町内に本社・本店を有する事業者(町内業者)**に依頼して行う方(店舗、事業所等は対象外)

<補助金交付額>

補助対象事業費の15%以内で上限20万円

<申請受付期間>

平成21年8月1日から平成24年3月31日まで

(平成24年7月31日までに工事が完成するもの)



地域循環型のまちづくり施策①

住宅新築改修等補助金交付制度の経済波及効果

	H21	H22	H23
補助金	6,993万円	7,822万円	1億1,629万円
対象工事費	10億1,461万円	13億749万円	15億8,872万円
一次波及効果	16億409万円	20億6,713万円	25億1,176万円
二次波及効果	3,140万円	4,046万円	4,916万円
総波及効果	16億3,549万円	21億759万円	25億6,093万円

補助金2億6,444万円に誘発された
39億円1,081万円の直接消費(対象工事費)から

総額63億401万円の生産波及効果！！
(補助金額に対して約24倍！対象工事費の約1.6倍)

地域循環型のまちづくり施策②



有線テレビ加入促進事業

- 有線テレビ宅内配線工事費用の一部を補助することにより、加入促進を図る。(補助上限額18,000円・町指定電気店のみ)
- 9,000万円以上が地域内に循環。地デジ対応テレビへの買い替え需要も重なり、**1億円以上(試算)が地域内に循環。**

年度	宅内工事件数	補助金額
平成21年度	969	17,086,087円
平成22年度	3,523	60,379,867円
平成23年度	930	15,106,639円
計	5,422	92,572,593円

地域循環型のまちづくり施策③

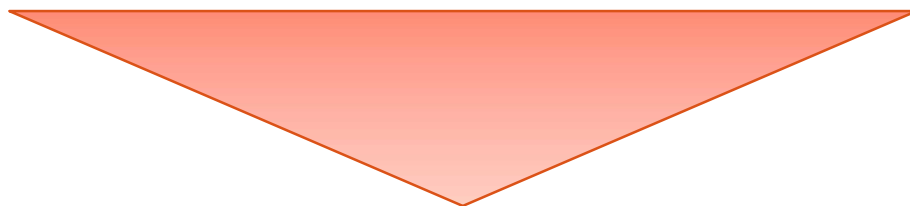
自然循環農業

- 与謝野町では、豆腐工場から出る“おから”を主原料とした「おから・米ぬか・魚のあら」を原料とする有機質肥料「京の豆っこ」の製造を始めたことにより、「大地→大豆→豆腐→おから→肥料→大地へ還元」といったサイクルを構築し、これを実践する農業を「自然循環農業」と位置付けている。
- その有機質肥料「京の豆っこ」を使用し、化学肥料や農薬をできるだけ減らし、自然環境にやさしいお米となるよう配慮した安心・安全・良食味を追求したお米を「京の豆っこ米」としてブランド化を図っている。



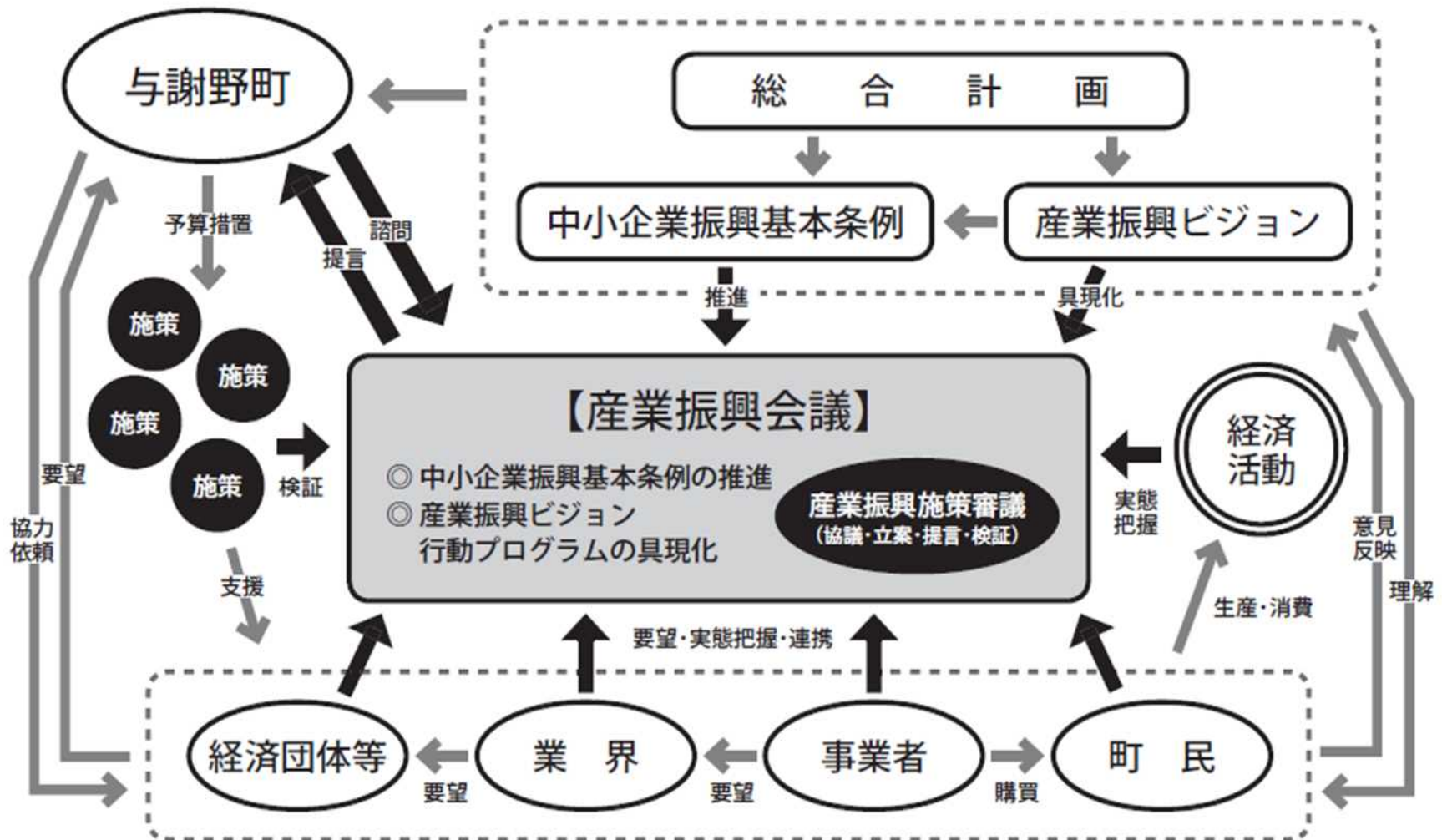
第二次産業振興会議では

地産地消



地賛地紹

産業振興会議の位置づけ



ありがとうございました